

信州大学との取引について（取引基本事項）

信州大学（以下「本学」という。）との取引においては、下記の基本事項を遵守願います。

記

【信州大学との取引に関する基本事項】

1. 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
 - 1) 取引にあたり、贈賄・談合及び本学教職員との癒着をしない。
 - 2) 次の不適切な取引をしない。
 - ① 預り金（本学教職員等から預け金の依頼の承諾）
 - ② 取引事実と異なる書類の提出
 - ③ 他業者の見積書の提出
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 本学教職員から不正な行為の依頼等があった場合には拒絶し、本学の相談窓口又は通報窓口へ連絡すること。
4. 本学の物品及び役務の調達に係る納品等については、すべて検収センター（各部局に設置）で納品（履行）確認を受けること。また、納品書等には納品（履行）日を記載し、納品物等と一緒に提出すること。
5. 教員による物品及び役務の発注権限は100万円以下（税込）となっているので、教員から100万円（税込）を超える直接発注、あるいは本来1件の調達として取引するものを意図的に分割した発注依頼があった場合には、当該部局の事務部門に相談すること。

※従来教員の発注権限は、税込50万円以下としておりましたが、令和7年8月より税込100万円以下に引き上げております。

以上